



～労働基準法違反の一層、働き続けられる労働環境の改善を求めて～

9年ぶりに行った、労働局要請

7月27日、2017年以来9年ぶりとなる、京都労働局への要請を行いました。

要請では、サービス残業の一扫をはじめ、ハラスメント・メンタルヘルス対策強化、腰痛予防のためのリフト等福祉機器の導入促進、休職期間の一方的な短縮への指導、夜勤規制、宿日直許可の適正化、偽装請負・違法派遣への厳正な指導、スキマバイトの規制、副業・兼業への適切な指導などを求めました。

労働局からは、直近の全国の保健衛生業の監督指導結果について次のような説明がありました。（監督指導実施事業場数は48件、労基法違反の事業場数は42件、主な違反事項は労働時間21件）。また、京都府内の精神障害による労災請求件数は107件で、このうち医療は38件と最も多く、支給決定件数は46件で、そのうち医療は20件で最多となっていることが報告されました。全国的にも医療・福祉の割合は高く（30%以上）、医療・介護現場では慢性的な人員不足や過重労働、ハラスメントなどが深刻化しています。あらためて、労働者の心身の健康を守るためには大幅増員と処遇改善が急務であると実感しました。

参加者からは、訪問看護分野での相談件数の増加、休職期間短縮への指導強化、夜勤日数の増加により疲弊する看護現場の実態、恒常的な業務がある医療現場による宿日直の見直し、医療・介護の安全性を損なうスキマバイトへの規制など、現場の切実な実態を踏まえた要望を伝えました。



★ハラスメントアンケート記者会見★

同日、午後に春闘アンケートと一緒に実施した「ハラスメント実態アンケート（2,024人分・取組期間2025年11月～2026年4月）」結果の記者会見を行いました。

アンケートでは、カスハラ（カスハラ）の遭遇経験に対して、「暴言を吐かれた人」は「見聞きした人」も含めて、4割以上が被害を受けてました。暴力行為をうけた人は35%、身体を触ったり、性的な言動を受けたりした人も35%でした。被害を受けた際の相談先について

も、「相談しなかった」が最も多く、問題の潜在化が課題となっています。10月からのカスハラの対応義務化の動きも受けて、労働組合としても、使用者に実効性ある対策をとるよう求めていきたいと思います。

